

平成 年 月 日	税務署長殿
納税地	群馬県高崎市間屋町3-10-3 間屋町センター第2ビル (電話番号 027 - 363 - 8377)
(フリガナ) 名称 又は屋号	カブシキガイシャ エービーシー 株式会社 ABC
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	
経理担当者 氏名	

※ 税務署 処理 欄	一連番号		翌年以降 送付不要	<input type="checkbox"/>
	所管	要否	整理 番号	
	申告年月日	平成	年	月
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認印	省略年月日	
	指導年月日	相談	区分1	区分2
	平成			

自平成 27年 1月 1日 課税期間分の消費税及び地方
至平成 27年 12月 31日 消費税の(確定)申告書

中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十円	
課税標準額	①	4 1 3 6 5 0 0 0	03
消費税額	②	2 6 0 5 9 9 5	06
貸倒回収に係る消費税額	③		07
控除税額	控除対象仕入税額	④	1 5 6 3 5 9 6 08
	返還等対価に係る税額	⑤	
	貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計	⑦	1 5 6 3 5 9 6	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	1 0 4 2 3 0 0	15
中間納付税額	⑩		16
納付税額	⑪	1 0 4 2 3 0 0	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	20
この課税期間の課税売上高	⑮	4 1 3 6 5 8 9 4	21
基準期間の課税売上高	⑯		0
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	52
譲渡割額	還付額	⑲	53
	納付税額	⑳	54
中間納付譲渡割額	㉑		55
納付譲渡割額	㉒	2 8 1 2 0 0	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	58
	差引納付譲渡割額	㉕	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	1 3 2 3 5 0 0	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31	
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34	
	参事区	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
		事業区分	課税売上高(免税売上高を除く)	売上割合%			
			第1種	0 千円		0 . 0	36
			第2種	0		0 . 0	37
			第3種	0		0 . 0	38
			第4種	41,366		1 0 0 . 0	39
第5種	0		0 . 0	42			
計	41,366						
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40		
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額				
	3%分	0 千円		0 円			
	4%分	0 千円		0 円			
	6.3%分	41,365 千円		2,605,995 円			
⑦又は⑧の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額					
	4%分			0 円			
				1,042,300 円			
還する金融機関等	銀行	本店・支店					
	金庫・組合	出張所					
	農協・漁協	本所・支所					
	預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号							
郵便局名等							
※税務署整理欄							
税理士署名押印	(電話番号	-	-)			
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有						
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有						

㉖ = (⑪ + ㉒) - (⑧ + ⑫ + ⑲ + ㉓) ・修正申告の場合 ㉖ = ⑭ + ㉕
㉖ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

		課税期間	27. 01. 01～27. 12. 31	氏名又は名称	株式会社 ABC	
項 目		金 額				
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）		①	2,605,995 ^円			
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）		②	0			
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）		③	0			
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①+②-③）		④	2,605,995			
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・ <u>60</u> %・50%）		⑤	※申告書④欄へ	1,563,596		
2 種 類 以 上 の 事 業 を 営 む 事 業 者 の 場 合	課税売上高に係る消費税額の計算	区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額	
		事業区分別の合計額	⑥	※申告書「事業区分」欄へ 円	売上割合 ⑫	円
		第一種事業（卸売業）	⑦	※ "	%	⑬
		第二種事業（小売業）	⑧	※ "		⑭
		第三種事業（製造業等）	⑨	※ "		⑮
		第四種事業（その他）	⑩	※ "		⑯
		第五種事業（サービス業等）	⑪	※ "		⑰
		控除対象仕入税額の計算式区分				算 出 額
		原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 〔(⑬×90%+⑭×80%+⑮×70%+⑯×60%+⑰×50%)÷⑫〕				⑱
		1種類の事業で75%以上 (⑦÷⑥・⑧÷⑥・⑨÷⑥・⑩÷⑥・⑪÷⑥)≥75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%)				⑲
		2種類の事業で75%以上	(⑦+⑧)÷⑥≥75%	④×〔⑬×90%+(⑫-⑬)×80%〕÷⑫	⑳	
		(⑦+⑨)÷⑥≥75%	④×〔⑬×90%+(⑫-⑬)×70%〕÷⑫	㉑		
		(⑦+⑩)÷⑥≥75%	④×〔⑬×90%+(⑫-⑬)×60%〕÷⑫	㉒		
		(⑦+⑪)÷⑥≥75%	④×〔⑬×90%+(⑫-⑬)×50%〕÷⑫	㉓		
		(⑧+⑨)÷⑥≥75%	④×〔⑭×80%+(⑫-⑭)×70%〕÷⑫	㉔		
		(⑧+⑩)÷⑥≥75%	④×〔⑭×80%+(⑫-⑭)×60%〕÷⑫	㉕		
		(⑧+⑪)÷⑥≥75%	④×〔⑭×80%+(⑫-⑭)×50%〕÷⑫	㉖		
		(⑨+⑩)÷⑥≥75%	④×〔⑮×70%+(⑫-⑮)×60%〕÷⑫	㉗		
		(⑨+⑪)÷⑥≥75%	④×〔⑮×70%+(⑫-⑮)×50%〕÷⑫	㉘		
		(⑩+⑪)÷⑥≥75%	④×〔⑯×60%+(⑫-⑯)×50%〕÷⑫	㉙		
	【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による⑱～㉙の内から選択した金額)				⑳	
					※申告書④欄へ	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

注意2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑩の欄にはその売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。